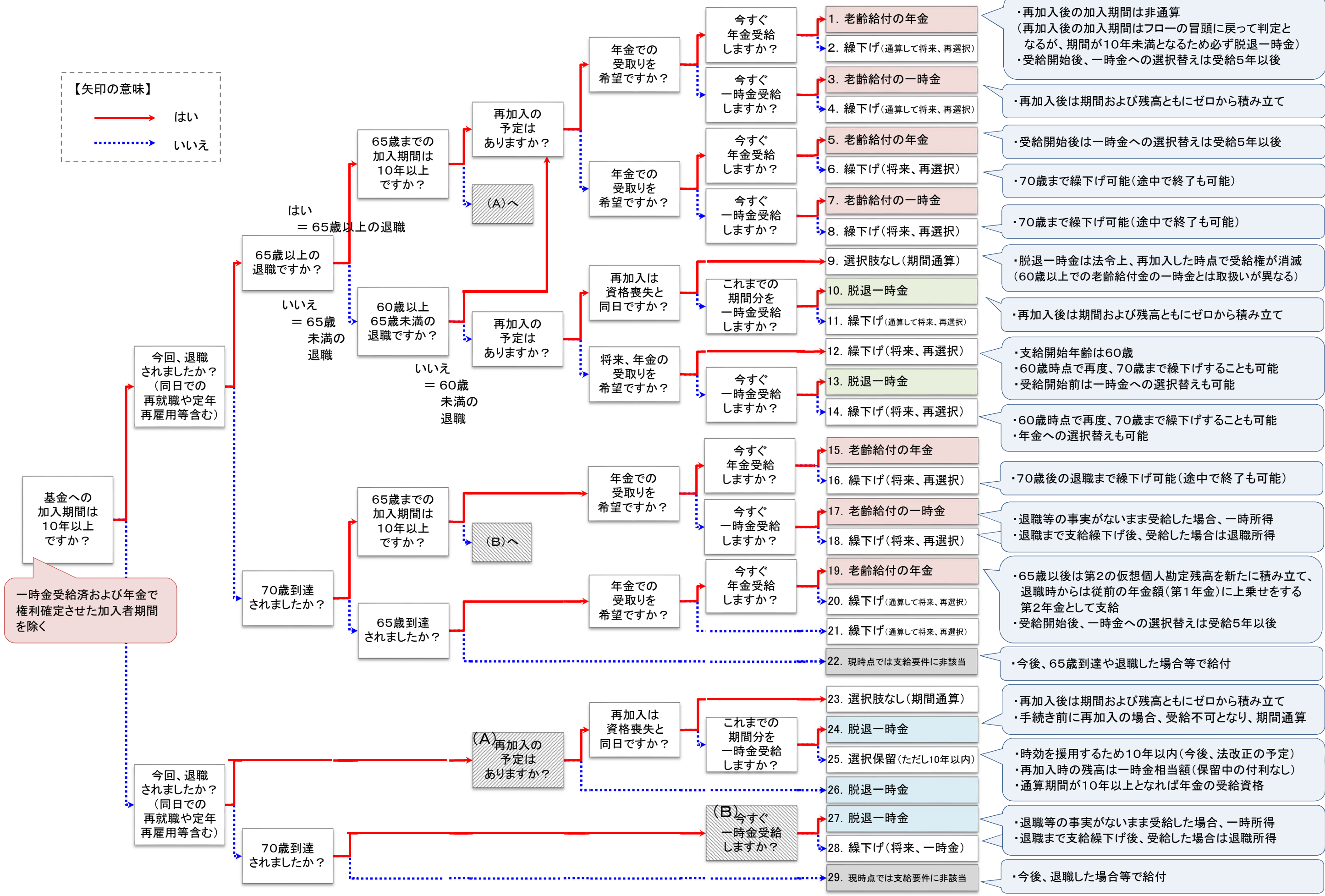
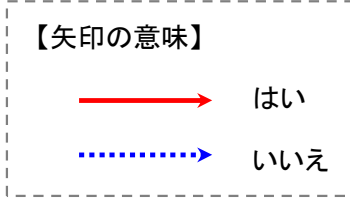


# 新制度(DB制度)での給付について

・任意脱退の場合は支給の繰下げや老齢給付金の受給資格判定が一部異なります。



- <給付内容>**
- 1. 老齢給付の年金
  - 2. 繰下げ(通算して将来、再選択)
  - 3. 老齢給付の一時金
  - 4. 繰下げ(通算して将来、再選択)
  - 5. 老齢給付の年金
  - 6. 繰下げ(将来、再選択)
  - 7. 老齢給付の一時金
  - 8. 繰下げ(将来、再選択)
  - 9. 選択肢なし(期間通算)
  - 10. 脱退一時金
  - 11. 繰下げ(通算して将来、再選択)
  - 12. 繰下げ(将来、再選択)
  - 13. 脱退一時金
  - 14. 繰下げ(将来、再選択)
  - 15. 老齢給付の年金
  - 16. 繰下げ(将来、再選択)
  - 17. 老齢給付の一時金
  - 18. 繰下げ(将来、再選択)
  - 19. 老齢給付の年金
  - 20. 繰下げ(通算して将来、再選択)
  - 21. 繰下げ(通算して将来、再選択)
  - 22. 現時点では支給要件に非該当
  - 23. 選択肢なし(期間通算)
  - 24. 脱退一時金
  - 25. 選択保留(ただし10年以内)
  - 26. 脱退一時金
  - 27. 脱退一時金
  - 28. 繰下げ(将来、一時金)
  - 29. 現時点では支給要件に非該当
- ・再加入後の加入期間は非通算(再加入後の加入期間はフローの冒頭に戻って判定となるが、期間が10年未満となるため必ず脱退一時金)
  - ・受給開始後、一時金への選択替えは受給5年以後
  - ・再加入後は期間および残高ともにゼロから積み立て
  - ・受給開始後は一時金への選択替えは受給5年以後
  - ・70歳まで繰下げ可能(途中で終了も可能)
  - ・70歳まで繰下げ可能(途中で終了も可能)
  - ・脱退一時金は法令上、再加入した時点で受給権が消滅(60歳以上での老齢給付金の一時金とは取扱いが異なる)
  - ・再加入後は期間および残高ともにゼロから積み立て
  - ・支給開始年齢は60歳
  - ・60歳時点で再度、70歳まで繰下げすることも可能
  - ・受給開始前は一時金への選択替えも可能
  - ・60歳時点で再度、70歳まで繰下げすることも可能
  - ・年金への選択替えも可能
  - ・70歳後の退職まで繰下げ可能(途中で終了も可能)
  - ・退職等の事実がないまま受給した場合、一時所得
  - ・退職まで支給繰下げ後、受給した場合は退職所得
  - ・65歳以後は第2の仮想個人勘定残高を新たに積み立て、退職時からは従前の年金額(第1年金)に上乗せをする第2年金として支給
  - ・受給開始後、一時金への選択替えは受給5年以後
  - ・今後、65歳到達や退職した場合等で給付
  - ・再加入後は期間および残高ともにゼロから積み立て
  - ・手続き前に再加入の場合、受給不可となり、期間通算
  - ・時効を援用するため10年以内(今後、法改正の予定)
  - ・再加入時の残高は一時金相当額(保留中の付利なし)
  - ・通算期間が10年以上となれば年金の受給資格
  - ・退職等の事実がないまま受給した場合、一時所得
  - ・退職まで支給繰下げ後、受給した場合は退職所得
  - ・今後、退職した場合等で給付

一時金受給済および年金で権利確定させた加入者期間を除く